

新型コロナウイルス感染防止を図るための職員の勤務体制について

○在宅勤務による出勤の抑制

テレワーク専用端末等を使用し、在宅勤務を行っています。

○変則勤務による通勤時間の振り分け

公共交通機関利用によるリスクを軽減するため、通常の勤務時間のほかに、早番、遅番を設けて時差出勤を行っています。

○時間外勤務の抑制（緊急事態宣言、まん延防止等重点措置期間中）

原則として19時以降の時間外勤務を行わないよう努めています。